

令和7(2025)年4月30日

郡山市上下水道局

「荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（PPA）」
募集要項に係る質問への回答書

令和7(2025)年3月26日付で公告した「荒井浄水場太陽光発電設備導入事業（PPA）」に係る質問について、下記のとおり回答いたします。

記

1	質問事項	参加申込書及び企画提案書作成要領2-(3)
	内容	提案者の社名記載は可能でしょうか。 協力会社、地元協力会社等の社名記載は可能でしょうか。
	回答	ご質問のとおり、可能です。 企画提案書には、協力会社等は極力詳細に記載ください。
2	質問事項	公募型プロポーザル方式契約候補者選定実施要綱第2条-4
	内容	本事業の完成は、令和8年2月28日を目指とする。とありますが、発電開始日は、それ以降に使用前自己確認の受理後、協議の上決定とする理解でよろしいでしょうか。
	回答	ご質問のとおりです。
3	質問事項	主任技術者について
	内容	本事業について、近年の電気主任技術者の人手不足により確保配置できない場合協議していただけるのでしょうか。
	回答	募集要項(3/12)に記載してある電気主任技術者については、第1回説明会で説明しましたが、企業グループの構成員でなくとも、協力会社や東北電気保安協会でも可とします。 ただし、企画提案書に記載ください。
4	質問事項	責任分界点について
	内容	既設受変電設備と連系する発電設備について、責任分界点を明示していただけますか。
	回答	詳細は提案や協議となりますが、本事業で設置が予想されるVCBの1次側となります。
5	質問事項	企画提案募集要項_第2章_募集概要_5(1)について
	内容	官公庁手続きや運用後の保安業務等は、荒井浄水場で専任されている主任技術者の指導監督のもと実施すると伺っておりますが、電気事業法上の設置者は「郡山市上下水道局」であり、所有者が「事業者」という認識でよろしいでしょうか。
	回答	ご質問のとおりです。
6	質問事項	企画提案募集要項_第2章_募集概要_5(2)について
	内容	太陽光モジュール設置範囲の環境整備について、事業者側で定期的な草刈り（刈り倒し）を行うことによろしいでしょうか。
	回答	ご質問のとおりです。現在は、年2回行っております。

	質問事項	企画提案募集要項_第2章_募集概要_5(9)について
7	内容	運用開始後の太陽光発電設備の定期点検は事業者側で実施することによろしいでしょうか。 また、事業者による点検範囲として基本指針がありましたらご教示願います。
	回答	ご質問のとおり定期点検は、事業者側で行い、点検範囲は、本事業で設置した設備となります。
	質問事項	企画提案募集要項_第3章_募集要件_11(1)_②について
8	内容	第3章_募集要件_11(1)_②の企画提案書提出書類において、「リスク回避方法」とあります が、ここで想定されている具体的なリスクがありましたらご教示ください。
	回答	詳細は提案となります が、環境省ホームページに掲載されている「太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書（ひな型）」を参考としてください。
	質問事項	企画提案募集要項_第3章_募集要件_11(1)_④について
9	内容	本事業は、地盤調査結果により太陽光発電設備の設計および費用が大きく変動することが想定されることから、事業者選定後においてPPA単価を協議することは可能でしょうか。 または、予見不可能な設計変更が生じた場合は、別途協議の上、条件変更は可能と考えてよろしいでしょうか。
	回答	PPA単価については、契約候補者決定後に、予見できない事実の判明や、上下水道局から新たな要望ある場合を除き、原則提案の単価とします。
	質問事項	太陽光発電システムの監視システム情報について
10	内容	太陽光発電発電システムの監視システムと浄水場の集中監視システムとの連携は必要でしょうか。 太陽光発電システムの監視データを浄水場の集中監視システムを通じて表示が必要かどうかをご教示ください。
	回答	浄水場の監視制御設備との連携は、必要ありません。 また、太陽光発電の帳票データも同様です。
	質問事項	募集要綱第2章5項（2）太陽光モジュール等の範囲は区分し、内部の除草等の環境整備は、提案事業者の責任で行う。（除草剤の使用は厳禁）について
11	内容	太陽光発電設備を設置する場所を区画した中の敷地について、防草シート等を敷設し、防草対策を講じてもよいでしょうか。
	回答	防草シートの使用は「可」とします。 ただし、シートの「やぶれ」等の点検は、お願いします。
	質問事項	募集要綱第2章5項（9）① 発電出力・発電電力量・異常情報等について、24時間連続で監視・データ出力・記録が可能な仕組みを有すること。について
12	内容	上記の情報をWeb等からデータ出力できる仕組みがあればよいでしょうか。 専用線による監視が必要でしょうか。 インターネット接続は既存の水道局の接続を共用させていただけますでしょうか。 監視用にモニターなども事業者側で準備するのでしょうか。発電状況以外に必要な監視項目はありますでしょうか。 ハードディスク等を準備して記録する必要がありますか、クラウド上の対応で良いでしょうか。
	回答	基本的には、提案事業者の裁量とします。インターネット上で、モニターや、帳票データのダウンロードが可能なシステムを想定しております。 ただし、セキュリティの関係で上下水道局のシステムとの接続はできません。

	質問事項	募集要綱第2章5項（9）②発電量等の実績を毎月、関係法令に基づき上下水道局に報告すること。
13	内容	請求書に記載される月ごとの発電実績量で報告が必要な情報は充足していますでしょうか。
	回答	請求書の内訳は、ご質問のとおりとなります。 その他、日別、時間別やグラフ等のサービスや、R P R作動の有無は、提案によります。
	質問事項	工事の完了時期について
14	内容	工事の完了時期について、採択された補助金の完了時期が2026年度の場合、工事完了が2026年度となってもよいでしょうか。
	回答	想定している補助金を企画提案書に記載いただき（前年度の公募要領等）、その補助金の要領に合致する場合は、質問のとおりとします。
	質問事項	対象敷地の地盤について
15	内容	候補者決定後、地盤調査を実施して必要な対策を講じる予定です。公募でいただいた資料以上に地盤が軟弱で追加の対策を講じる必要が出た場合にはその追加費用について、PPA単価に反映するなど協議することは可能でしょうか。
	回答	提供資料した地質調査結果と異なる調査結果となり、施工や維持に著しく支障をきたす場合は、協議の対象とします。
	質問事項	施設の停電について
16	内容	2025年度に施設の停電計画はありますでしょうか、工事で停電が必要となる予定ですが、いつ頃停電可能でしょうか。 現在の荒井浄水場の保安規程では、停電点検の周期は何年でしょうか。
	回答	当該事業に係る停電時期は、協議により検討します。 また、詳細な調査のための停電も考えております。 ただし、発電機で対応できない場所の停電は、2時間程度が目安になります。 保安規程に基づく作業停電は、年1回、11月頃に実施しています。
	質問事項	工事時間の規制などについて
17	内容	工事時間に規制はありますでしょうか。 工事車両の台数に規制はありますでしょうか。 工事期間中に駐車場を借用いただけますでしょうか。 工事期間中トイレは借用いただけますでしょうか。 大型車両（クレーン車等）の入場に関して規制はありますでしょうか。
	回答	公共工事では、ウイークリースタンス、週休2日制は、重要視しており、原則これに準じた対応をお願いします。その他のご質問については、通常の浄水場内の工事と同様に、協議により対応させていただきます。

	質問事項	施設の電気主任技術者について
18	内容	<p>施設の電気主任技術者は市側で選任されておりますでしょうか。 選任形態はどのようになっておりますでしょうか（専任、外部委託）建物側の自家用電気工作物の保安業務の体制を教えていただけないでしょうか。 太陽光発電設備の電気主任技術者は、施設側の電気主任技術者が電気保安業務を実施して頂けると考えてよいでしょうか。 電気保安業務を実施して頂けると考えてよいでしょうか。 浄水場側の保安規程に太陽光発電設備の項目の追加は可能でしょうかまた、保安規程の開示は可能でしょうか。</p>
	回答	<p>施設の電気主任技術者は、上下水道局の職員が選任されています。 太陽光発電設備については、第三者所有の P P A 方式なので、太陽光発電設備の点検は、所有者となる事業者に実施していただきます。 荒井浄水場の保安規程は、ウェブサイトで公開しており、「郡山市上下水道局自家用電気工作物保安規程」で検索ください。</p>
	質問事項	電気主任技術者業務の費用について
19	内容	新設される太陽光発電設備の電気主任技術者の費用は市、事業者いずれの負担となりますでしょうか。
	回答	新設される太陽光発電設備の維持管理体制は、提案によりますが、所有する設備の点検は事業者が行い費用は、P P A 単価に含むことになります。
	質問事項	提供資料について
20	内容	<p>建物の立面図を提供願います。埋設物調査を行い埋設物があった場合においては、構築費等の変更が生じる可能性がございます。 その場合、PPA単価等の変更に応じていただけますでしょうか。 建物の非常用発電機について、メーカー、型番、仕様書を提供いただけないでしょうか。</p>
	回答	<p>建物とは、機械棟のことと想定しますが、立面図を別添のとおり、提供します。 非常用発電機のメーカー等は、ヤンマーで1000kVAです。 その他、詳細については、5月1月の説明会に出席されるのであれば閲覧ください。 図面等の写真撮影は、可といたします。 現地調査や提供した埋設物の図面を踏まえ、事業者の提案が、施工段階において行う埋設物調査において、支障があった場合は、協議の対象とします。</p>
	質問事項	電力のCO2排出係数について
21	内容	C O 2削減効果を算出条件は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(令和7年3月改訂)の0.438t-CO2/kWhと考えてよいか？
	回答	ご質問のとおりといたします。
	質問事項	提案書に記載する「社会貢献への取り組み実績」について
22	内容	「社会貢献への取り組み実績」は、企画提案書一維持管理体制一様式12と記載があるが、維持管理実績を記載した様式12が必要でしょうか？それとも、任意様式でよろしいでしょうか？(企画提案書(表紙)一様式11は記載のとおりでよろしいか？)
	回答	「社会貢献への取り組み実績」は、任意様式となります。 様式11は、記載のとおりです。
	質問事項	「参加申込書及び企画提案書作成要領」の様式12について
23	内容	「参加申込書及び企画提案書作成要領」P21の表において 企画提案書一維持管理体制一様式12と記載があるが、維持管理実績を記載した様式12が必要でしょうか？ それとも、任意様式でよろしいでしょうか？(企画提案書(表紙)一様式11は記載のとおりでよろしいか？)
	回答	様式12については、設置に必要な書類であり、維持管理体制は、任意様式となります。 参加申込書及び企画提案書作成要領最終ページのチェックリストは誤りです。

	質問事項	フェンス設置について
24	内容	第一回説明会でフェンスの設置不要という説明があったが、補助金申請する上でフェンスがなくても補助金交付される認識で良いでしょうか。電気設備技術基準の解釈では原則さく、へいの設置をすることとなっておりますが、今回は不要でしょうか。
	回答	浄水場は、敷地全体がフェンスで囲まれ、通用門は閉じており、関係者以外立ち入り禁止となっております。 「電気設備の技術基準の解釈」第38条の「さく」「へい」の解釈について、断定的なことは申し上げられませんが、維持管理範囲を明確に区分するため、ロープスティックにトラロープ等は設置ください。
25	質問事項	側溝からの離隔について
	内容	説明会で側溝から5～6m離隔を設けるようにお話がありましたが、浄水池兼配水池（No2）側の離隔は不要でしょうか。
26	回答	ご質問のとおりと考えておりますが、詳細は提案内容を踏まえた、契約候補者との協議となります。
	質問事項	補助金の申請費用について
27	内容	活用を想定する補助金について対象外経費となるものはございますでしょうか。
	回答	想定している環境省の補助金「水インフラにおける脱炭素化推進事業」が、前年度と同じ公募要領と仮定すると、補助金の上限が定められており、詳細は公募要領のとおりとなります。
28	質問事項	補助金を使用しない場合のPPA単価のご提示について
	内容	ご提案内容が補助金の要件を満たしておらず、補助金が利用できないと判断した場合、ご提示するPPA単価は補助金なしの場合の金額のみでよろしいでしょうか。
29	回答	想定している環境省の補助金「水インフラにおける脱炭素化推進事業」が活用できないと判断している事業者の方は、補助金なしの単価のみ記載ください。
	質問事項	「リスク回避方法」について
30	内容	企画提案書の中の「リスク回避方法」とは、具体的にどのような資料を指しますでしょうか？
	回答	本事業で新設される太陽光発電設備において、地絡等の事故が発生した場合、既存施設に影響を与えないことです。 詳細は提案となります、環境省ホームページに掲載されている「太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書（ひな型）」を参考としてください。
30	質問事項	運転開始時期について
	内容	運転開始時期はいつごろを見込んでいますでしょうか。
30	回答	想定している環境省の補助金「水インフラにおける脱炭素化推進事業」が、前年度と同じ公募要領と仮定すると、2026（令和8）年2月20日となります。
	質問事項	停電時の運用について
30	内容	停電時には太陽光発電を停止させ、既設の非常用発電機を使用されるとのことですが、防災の観点で太陽光発電を活かすという選択肢はあるのでしょうか。
	回答	荒井浄水場において停電時は、全ての負荷の電源は、非常用自家発電設備から供給されるため、本事業で設置される太陽光発電設備について防災への活用は想定しておりません。

※その他 募集要項の補足説明等

	募集要項(8/12)		
	「提案事業者の代表者が、郡山市の令和7・8年度工事等指名競争参加有資格業者名簿のいずれのも登録がない提案者は、以下の書類を提出すること。」について		
	・納税証明書は1年分になります。		
1	単独企業での参加	参加形態	ケース
		名簿登録事業者	
		支店等では登録があるが本社等で参加	
	単独企業グループでの参加	登録無し	約款等の提出
2	機械棟電気室の床下ピット内高圧ケーブルについて		
	高圧ケーブルを同ピット内に敷設する場合は、他のケーブルと接触しない措置を講じる。		
3	浄水場内の工事、維持管理について		
	・概ね10日以上従事する事業者には、水道法第21条に基づく腸管検査を受検していただいております。		
	・浄水場は、国の立入検査においても、通用口の管理は重要なチェックポイントであるなど、衛生面には細心の注意を払い、日々維持管理を行っております。		
4	工事や維持管理の際は、これらを踏まえ、浄水場と協議のうえ、円滑に履行ください。		
	蓄電池の併用について		
	自家消費電力量の最大化を図るため、蓄電池の併用は、提案によります。 全量、買い取らせていただきます。		